

令和6年度第4回
札幌市社会福祉審議会
地域福祉活動専門分科会

議 事 録

日 時：2025年3月26日（水）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階3号会議室

1. 開 会

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会を開催いたします。

私は、地域福祉・生活支援課長の齋藤でございます。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、年度末のお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、梶井委員におかれましては、ご予約が合わず欠席となります。このことにより、委員総数8名中、7名の委員にご参加をいただいております。札幌市社会福祉審議会運営規程第4条第4項に規定する定足数を満たし、会議が成立することをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、分科会の開会に当たり、札幌市地域生活支援担当部長の向瀬よりご挨拶を申し上げます。

○向瀬地域生活支援担当部長 改めまして、おはようございます。

地域生活支援担当部長の向瀬でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会にご出席をいただき、さらには、日頃から札幌市の地域福祉の向上にご理解とご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、今回の分科会でございますけれども、先月18日に第3回目の分科会を開催させていただいたばかりでございまして、年度末のご多忙な時期に皆様の貴重なお時間をいただいておりますことについて、おわびを申し上げる次第でございます。

さて、第4回目となる本日の分科会についてでございますけれども、これまでの分科会の中でもご意見をいただいております地域協力員の活動費の見直し案についてのご提案と、これまでの分科会でいただいております意見を踏まえた見直し検討結果についてご報告をさせていただく予定になっておりますので、これまで同様、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは、本日も長時間になろうかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎事務連絡

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） ここで、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、令和6年度第4回札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会の次第、座席表と委員名簿になります。このほか、資料といたしまして、資料1の地域協力員活動費の見直しについて、資料2の社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会での見直し検討結果についてをお配りしております。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

なお、本日、この会議については公開となっております。傍聴席を設けております。また、委員の皆様の発言については、議事録として整理をいたしまして、後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知お願います。

それでは、本日の進行についてご説明させていただきます。

本日は、これまでのご意見をいただいております地域協力員活動費の見直しについてご提案をさせていただいた後、これまでの分科会での見直し検討結果についてご提示させていただきたいと考えております。

どうぞ、本日も委員の皆様より様々な視点から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、池田分科会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○池田分科会長 では、ここからの進行を務めさせていただきます。

議事の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、(1) 地域協力員活動費の見直しについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 (長島地域福祉推進係長) それでは、(1) 地域協力員活動費の見直しについてご説明いたします。

お手元の資料1をお開きください。

まず、1ページ目は見直しの背景についてです。

地域協力員の活動費は、担当世帯1世帯につき1シーズンで2万1,000円となっておりますが、平成15年の事業開始から現在まで見直しは行われておりません。

地域協力員はボランティアではありますが、現実的には、活動費というものは協力員の主要なインセンティブであり、協力員本人や協力員探しにご協力をいただいている町内会等からも様々なご意見をいただいているところです。

資料を1枚めくっていただきまして、福祉除雪において、活動費は報酬や謝礼ではなく、除雪作業に必要となる被服や除雪器具の実費弁償として支払われております。

その前提で考えた場合ですが、近年の物価上昇の影響は活動費にも及んでいることが考えられるため、活動費の見直しにおいては、その影響を把握した上で検討を行う必要があります。

そこで、近年の消費者物価指数の変動を確認したものが真ん中のグラフとなっております。

こちらは、2020年、令和2年を基準の100としまして作成したのですが、事業を開始したのが2003年、平成15年となっております。それ以降、一時的に低下した期間はありますが、全体としては上昇し続けておりまして、特に2021年以降は急激に上昇していることが確認できます。

言い換えますと、物価上昇により、相対的に活動費の価値が目減りしているとも言えますので、今後新たな協力員を確保していくとともに、既存の協力員の方に継続していただくインセンティブとしての効果を維持するためには、活動費の見直しが必要ではないかと考えられます。

資料を1枚めくっていただきまして、ここからは、見直しを行うに当たり、物価上昇によって、活動費の価値がどの程度目減りしているのかを把握し、その対応について検討したいと思います。

まず、先ほどの消費者物価指数ですが、資料上ではCPIと記述しております。先ほどのグラフから、福祉除雪の制度を本格的に開始した平成15年度の指数は、①に書いてありますとおり、95.5でした。それに対しまして、令和6年の指数は、②に記載してありますとおり、107.9となっております。

この上昇率を計算するために割り返してみますと、③に記載してありますとおり、物価上昇は約1.13倍程度となっております。これを活動費に反映してみますと、④に記載してありますとおり、約2万3,730円となり、目減りしている額としては、⑤のとおり、2,730円程度となっております。

この対応策として、活動費の増額を検討すべきと考えられますが、一方で、今後も持続可能な事業としていくためには、必要な財源の確保も併せて検討していく必要があります。

資料を1枚めくっていただきまして、4ページ目です。

この活動費の見直しに伴う財源を確保するための方法としまして、①の新たな利用要件(案)を適用することにより発生する事業費の変動による対応と、②の利用者負担額の見直しのどちらかが考えられますが、検討に当たっては、以下の2点も考慮する必要があります。

一つは、将来にわたって健全で持続可能な取組とすることが可能な財源調整方法であること、もう一つは、本来、活動費の見直しについては、受益者負担の観点から、利用者負担額の見直しとセットで行うべきと考えられるのですが、この急激な物価上昇による影響を利用世帯でも受けているという点についても考慮する必要があると考えております。

資料を1枚めくっていただきまして、5ページ目です。

福祉除雪の事業費についてですが、事業費としましては、活動費に利用世帯数を掛け合わせまして、そこから利用者負担額の合計を引き、最後に広報費や郵便代といった事務費を足し合

わせる構成となっております。単純に言いますと、利用世帯数が減少すれば、事業費も減少する形となっております。

下のグラフは、前回の分科会でお示した新たな利用要件(案)に基づく利用世帯数推計となります。現行利用要件に基づく利用世帯数推計が灰色の棒グラフになりますが、こちらと比較して、新しい案では利用世帯数が減少する結果となっております。この現象によって生み出される活動費の差額を活動費の増額の財源として利用することで、今後、数年については事業費を増やすことも利用者負担額を引き上げることもなく対応できるのではないかと考えております。

資料を1枚めくっていただきまして、そこで、具体的な数字による検証を行いました。

活動費の増額幅を1,000円と2,000円、3,000円の3パターンに分けて検証しています。

まず、一番上の表が現状の活動費の総額となりますが、利用世帯数と活動費を掛け合わせた数字となっております。薄黄色の部分が令和6年度の数字ですが、約1億1,953万円程度となる見込みです。

それに対しまして、令和8年度から制度を見直して活動費を増額する場合がありますが、見直し後は、利用世帯数の減少が若干緩やかであるため、一時的に活動費の総額は現在の金額を上回った後に徐々に下がっていく結果となっております。下の表では、令和6年度の活動費を上回っている部分は濃いオレンジ色、下回っている部分は緑色に塗ってあります。

また、資料の右側にも記載していますが、福祉除雪事業の市の財源としましては、令和5年度から豪雪地帯安全確保緊急対策交付金という国からの交付金を活用しております。この交付金は、時限制限があるものとなっております。本市では令和10年度までこの交付金を活用できる見込みとなっております。ただ、それ以降は交付金を活用できなくなるということですので、その点を考慮しますと、令和11年度以降の活動費総額は現在の金額以下にしたいところでもございます。

そうした観点で見たときに、1,000円と2,000円については、現在、令和6年度の金額を下回りますが、3,000円については現在の金額をまだ上回る結果となっております。

資料を1枚めくっていただきまして、まとめです。

先ほどの検証の結果からいきますと、活動費の見直しによる事業費の変動を踏まえて増額可能な金額を検討した結果、2,000円の増額が妥当ではないかと考えます。

この数字は、物価上昇等による影響に一定程度対応できる金額であること、現在と同規模の予算での事業実施が可能であること、利用者負担の見直しを行わずに増額可能な金額であり、利用世帯が受けている急激な物価上昇の影響にも配慮できていることから、適正な増額ではないかと考えております。

以上のことから、新たな地域協力員活動費の金額については、令和8年度から2万3,000円とすることを提案いたします。これにより、活動費のインセンティブとしての効果に対する近年の物価上昇の影響を改善し、地域協力員のモチベーション維持向上、満足度や定着率の向上を図りたいと考えております。

なお、地域協力員活動費の見直しについては、本来、利用者負担の見直しとセットで検討していくべきものです。ただ、急激な物価上昇の状況を考慮することも重要であると考えました。

このため、今回の検討では利用者負担額の見直しを見送りたいと考えていますが、今後、利用世帯数の変動が想定と乖離した場合ですとか、福祉除雪事業における札幌市の財源が変わるようなタイミングなど、状況に応じて利用者負担額の見直しを視野に入れる必要があるため、引き続き、動向を注視していきたいと考えております。

資料1の説明は以上となります。

○池田分科会長 ありがとうございます。

事務局からの説明について、ご質問等はございませんか。

利用者の負担額というのは1シーズンで幾らでしたか。

○事務局(齋藤地域福祉・生活支援課長) 利用者負担額ですけれども、課税世帯の方につき

ましては1万円、非課税世帯の方については5,000円、生活保護を受けていらっしゃる世帯については無料となっております。

○忍副分科会長 意見でもよろしいでしょうか。

○池田分科会長 お願いします。

○忍副分科会長 今の件に関連して、利用者負担額の見直しについてです。

資料7ページに記載のように今回は見送りたいということですが、私は見直す方向で考えていたのです。ただ、現在の物価上昇があまりにも急激ですし、見直しを見送るということは、実質、値下げに近いものになると考えますので、ここはそのまま触らずというのは妥当なところかなと思います。

○池田分科会長 今回は、継続的に活動してくださる方の費用ですよね。スポット的にお願いする場合などについては変わらないのでしょうか。

○事務局（長島地域福祉推進係長） そちらについては、今年度、スポット協力員制度を全市で試行的にやっているところですので、その結果を踏まえ、今後、考える可能性はございますが、今のところは1回当たり1,500円という金額でやっております。

○池田分科会長 分かりました。

ほかにご意見やご質問などはございませんか。

○光崎委員 今回、物価指数との差額が2,730円ということで、2,000円上げるといふことですが、結局、私も、物価指数が今の段階でこのまま頭打ちであればいいのですが、まだまだ上がるような想定があるのです。原局としては、物価指数との差額がどれぐらい出てきたときに活動費の検討をするという目安はあるのですか。1,500円とか2,000円ぐらいの差が出たら、また見直すとか、その辺の方向性があれば教えてください。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 今のお話についてですけれども、消費者物価指数との乖離が今後どのぐらい出てきたらという視点で見直し時期を決めてはおりません。

ただ一方で、今回の金額の設定に至る考えは利用世帯数の減少の推計等を基にしていますので、実際には、進めていく中で状況がそのとおりにいくのか、いかないのかとか、ある程度の期間を置いた中で検証が必要になってくると思っております。その検証が必要になってくる時点での利用者の数や、その時点での消費者物価指数の数値を見極めながら、必要性を改めて見直す必要があるという判断に至る場合には、このような形でご意見をいただきながらになると思います。見直しを進めていくべきと考えております。

○池田分科会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田分科会長 なければ、この見直し(案)どおり、令和8年度からは2万3,000円ということで決定いたします。

それでは、次の議題に移ります。

(2) 社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会での見直し検討結果について、ご説明をお願いします。

○事務局（長島地域福祉推進係長） それでは、(2) 社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会での見直し検討結果についてご説明いたします。

お手元の資料2をご覧ください。

こちらの資料は、これまでの分科会でいただいたご意見と、それに対する札幌市と社会福祉協議会の検討結果等を記載しておりまして、この資料の内容をこれまでの分科会の検討結果のまとめとさせていただきますと考えております。

今回の福祉除雪事業の見直し検討では、資料の左側にありますとおり、大きく三つに分けて検討を行っております。

一つ目は、地域協力員を十分に確保するための対応策、二つ目は、利用世帯の増加やニーズに対応するための対応策、三つ目は、町内会等の地域組織や市・区社協の負担の軽減となっております。

まず、一つ目の地域協力員を十分に確保するための対応策については、インセンティブ関連、広報活動、負担軽減策の検証という三つに分けて委員の皆様からご意見、ご提案をいただいております。

具体的な中身としまして、まず、資料の一番上の段のとおり、インセンティブ関連の分類では、活動費や利用者負担額の見直し、インセンティブとしての企業PR、総合評価入札時の加点、学校への情報提供といった提案をいただいております。

それに対する検討結果としまして、真ん中の緑色の枠にありますとおり、レベルアップとして、活動費については、先ほど、2万1,000円から2万3,000円に増額し、また、企業PRということで、札幌市社協のホームページやX、LINEへの掲載、広報誌の活用といったものを考えております。

また、総合評価入札時の加点についてですが、こちらは関係部局にも相談をしたのですが、他部局の制度の加点とのバランスなどの観点から、点数を増やすということはなかなか難しいという結果となっております。

ただ、内部で検討したところ、そもそもこのような加点があること自体、企業に対する制度周知がまだ十分に行えていないのではないかという意見がありまして、まずはその制度周知について強化を図りたいと考えております。

また、資料の右側の青色の部分になりますが、継続して検討するものとして2点ございます。

まず、一つ目の表彰感謝状については、社会福祉協議会で行っている札幌市社会福祉協議会会長顕彰という表彰制度の中で対象者とするのを検討していきたいと考えております。二つ目の福祉除雪に協力いただいた学生に関して、学校への情報提供を行ってはどうかという点につきましましては、市・区社協の広報誌を活用して学校に伝えていくことを検討しております。今後、学校側との調整などを進めていきたいと考えております。

次に、資料の2段目の広報活動についてです。こちらは、協力員のやりがいや充足感についてPRしてはどうかといったご意見をいただいておりますので、協力員希望者向けのPR動画などを作成し、その中で協力員の生の声としてやりがいなどを伝えていきたいと考えております。

また、広報という意味では、右側の検討継続というところにありますように、さらなる広報媒体の活用を検討していきたいと考えております。一例として、こちらには市・区社協の広報誌活用を載せていますが、これ以外にも、今年度の広報結果などを検証しつつ、効果的な広報を検討してまいりたいと考えております。

次に、3段目の負担軽減策の検証です。

まず、心理的負担の軽減に関しては、今年度からスポット協力員の全市での試行実施を行ってまいりました。結果としましては、こちらに記載しておりますとおり、今年度のスポット協力員の登録数は314名、スポット協力員にお願いしたいという依頼件数は68件、実際に降雪があり、除雪が実施された対象世帯数は41世帯で、延べの除雪回数としては54回実施されたということになります。

こちらについては、協力員に対するアンケート調査なども行いながら、その心理的負担の軽減などを確認しながら、来年度以降、本格展開していきたいと考えております。

また、肉体的負担軽減については、検討継続とさせていただいております。除雪範囲が極端に広い世帯への対応方法として、複数の協力員により対応することを考えており、今後、対象とすべき家屋の基準やその運用方法の検討をしていきたいと考えております。

次に、利用世帯の増加やニーズに対応するための対応策です。

こちらは、利用世帯の要件と除雪内容という観点でご意見をいただいております。

まず、利用世帯の要件については、前回の分科会でも議論いただきましたとおり、新たな利用世帯要件の導入としております。主な変更点としましては、これまでの年齢という指標から、要介護度等の指標を導入する形としております。

また、検討の継続としまして、利用世帯の要件に該当しない方の中にも、一定程度、除雪の支援が必要な方がいると考えられますので、そういった、いわゆる市社協が特に必要と認めて福祉除雪の対象としていく、その運用について検討していきたいと考えております。

具体的には、現行制度でも診断書の確認等によって必要性を確認する運用などがございましたが、そういった形に加え、例えば、ケアマネジャーや町内会の役員、民生委員など、公平な第三者の意見を判断材料として取り入れていくといったことも考えていきたいと思っております。

す。

次の段の除雪内容についてです。

福祉除雪の制度外である車庫前ですとか灯油タンクの周辺といった部分の除雪要望に対する対応というご意見がございました。

こちらについては、市社協が実施している有償ボランティア事業で対応してはどうかというご意見もいただいたので、市社協とも検討を行ったのですが、有償ボランティア事業の協力会員となっただけには、登録説明会への参加や会費の支払いが発生したり、有償対応が可能な協力員を希望する利用者が増えてきてしまって、今でも大変なマッチングの作業がより複雑になるおそれがあるなど、そもそも、協力員がまだ不足している状況で、了解いただいた方だけとはいえ、これ以上、協力員に負担を求めていくべきなのかといった議論がありまして、なかなか難しいという結論と一旦はなっております。

そこで、有償ボランティア事業とは別に、毎年度、市社協が単発で実施しております企業や団体による除雪ボランティア活動を強化し、それにより対応していくことを考えております。

また、制度外除雪の要望をお断りする際には、代替手段としまして民間の優良除雪事業者の情報をお伝えしているのですが、市社協と関係がある企業に対し、この事業者情報への掲載の打診をしていくなど、事業者情報の充実を図っていくことも考えてございます。

最後に、三つ目の分類として、町内会等の地域組織や市・区社協の負担についてです。

まず、町内会の負担につきましては、新たな協力員獲得の困難さや協力員の高齢化といったご意見をいただいております。

こちらへの対応としましては、町内会以外からの協力員を新たに確保していくことによって、町内会で探さなければならない人数を減らしていくことで、町内会の負担を軽減できるのではないかと考えております。

そのため、先ほど説明してございました協力員の確保策というのが対策となりますが、広報活動の強化というところでは、特に現役世代を確保できるような観点を意識していきたいと考えております。

それから、最後の段の社会福祉協議会の負担ということで、大変さについて、生の声を聴取してみてもどうかというご意見をいただきました。

そこで、実務を行っている区社協の福祉除雪担当者等に聞いてみたところ、利用世帯や協力員への対応やマッチング作業といった、負担軽減を図ることがなかなか難しい業務もあると聞いております。

ただ一方で、区によって事務のやり方が違うなど、業務改善を行うことによって負担が軽減できる部分も確かにあるということでしたので、負担軽減策としては、業務改善のコンサルタントを活用して事務の効率化を図っていきたくて考えております。

以上が対策と全体的なまとめとなります。

また、右下にその他として書いてありますが、先ほどの活動費の見直しの中でお伝えしたものと同じ内容ですが、今回、利用者側の物価高等による影響などを考慮し、利用者負担額の見直しについては見送ることとしましたが、利用世帯数の変動が今後想定と乖離してきた場合や、福祉除雪事業における札幌市の財源構成が変わるタイミングなど、状況に応じて利用者負担の見直しということも視野に入れる必要があると記載させていただきました。

資料の説明以上となります。

○池田分科会長 事務局からの説明について、ご質問等はございませんか。

○忍副分科会長 社協の負担のところ、新規の業務改善コンサルの活用というところのイメージがつかなかったのが、すみませんが、もう少し詳しく説明していただければよろしいでしょうか。

○事務局（長島地域福祉推進係長） 私も又聞きにはなるのですが、マッチングなどの作業になると、A I とかそういった部分でできなくはないのかもしれないのですが、そこよりもまだ手前の段階として、そもそも事務作業としてやり方が各区でばらばらなところがあります。さらに、町内会なども間に入ったりしている中でのやり取りですとか、そういったものが、無駄と見えますか、あまり効率的ではない部分はまだあるのではないかと感じておりまして、まずはそういったところの洗い出しをしなければならないと考えております。

ただ、現状、業務がいつばいいいつばいいになっている中で、そこを自分たちで手をつけていく大変さがあるというのも分かりましたので、来年度などに外部の目を入れていただいて、一般的な視点からこうすべきではないかという提案をいただきながら、それに合わせて改善を図っていきたくて考えています。

○忍副分科会長 外部の方が入ってくるというイメージなのですね。了解しました。

必要なことだと非常に思います。私も、今回、別の業務で行ったときに、手稲区や白石区、中央区、北区、豊平区、清田区の方に福祉除雪のことをお聞きしたのですが、確かに、今、長島課長がおっしゃったように、事務のやり方が違ったり、町内会の成り立ち自体が違って、そのやり方が違ったりしている部分があったのです。

ですから、これは札幌市社協の大石部長の業務だと思うのですが、一度、きっちりとまとめていただいて、それを基に外部の有識者の方にきちんと聞いていくことが非常に大事になりますし、区社協の職員も非常に望んでいることだなどと思いますので、ここに入れていただいたのは非常にありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○池田分科会長 そのほか、ご意見やご質問等はございませんか。

○光崎委員 ちなみに、私も今の業務改善コンサルの関係で、札幌市などの公共事業でコンサルを入れたような実績がもしあれば、教えてください。

○事務局（向瀬地域生活支援担当部長） 一例ですけれども、昨年度、私どもの改革推進室というところが予算を持って、生活保護業務に対するBPR支援業務を実施しました。生活保護業務も福祉除雪と似たようなところがあって、区ごとに業務のやり方が違ったり、使っている様式が違うということもありますので、外部の視点から課題等の洗い出しをしていただいて、具体的には32ぐらいの施策を、例えば、台帳の電子化など、区ごとにばらばらしている業務の統一化といった視点でのご意見、ご提案をいただいたという成果があります。

○光崎委員 先ほどもあったように、一定程度、もちろん自分たちでは気づけない部分もあると思うので、外部の視点というのは大事だと思います。

一方で、効率化ばかりに偏らないよう、現場の皆さんと十分な議論を交わしていただきながら、一番いい方法を探っていただければと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

○池田分科会長 今の続きですけれども、効率化ということもとても大事だとは思いますが、一方で、札幌市はとても広いので、区によって、自然環境というか、物すごく違いがあります。例えば、北区や西区などの雪がすごく大変なところとほかのところとの差もあると思うので、その違いに応じて手厚く対応するというか、例えば、人の配置を多くするとか、予算を少しつけるとか、その地区に応じた対応ということも検討していただけたらいいかなと思いました。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） ご意見をありがとうございます。

確かに、皆様におっしゃっていただいているように、コンサルを入れることにより、基本的には外部の視点からこういうふうにしたほうがいいのかというご意見をいただく中で、効率化を図れる部分は当然進めていくべきかと思いますが、目的としては社協職員の負担軽減というところもありますし、地域に応じてやり方を考慮しなければならない部分もあると思いますので、コンサルからいただいたご意見を基に、特に市社協が中心になると思うのですが、検討を進めていくことになってくるかと思います。

○池田分科会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田分科会長 何回か議論を重ねた結果をこういう形でまとめていただいて、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。

そのほか、全体を通して何かございませんか。

○忍副分科会長 こんなことを言うのもあれですけれども、1回目の分科会から資料をずっと見せていただいている、長島係長がつくられているのか、安田職員がつくられているのか、分かりませんが、すばらしい資料で非常に感銘を受けております。

私もたくさんの委員会や審議会に出ておりますけれども、これだけきちんとまとめて分かりやすく資料をつくっていただいたことに非常に感謝します。ありがとうございます。

○池田分科会長 本当に丁寧な資料をつくっていただいて、納得できるというか、エビデンスを基にしたもので、素晴らしいと思いました。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田分科会長 特にないということでしたら、その後の進行を事務局にお願いいたします。

○事務局(齋藤地域福祉・生活支援課長) 長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。

本日の今年度第4回分科会をもって、福祉施設の事業見直しに係る検討については一定の整理ができましたので、本件に係る検討は終了とさせていただきます。

分科会の閉会に当たりまして、地域生活支援担当部長の向瀬よりご挨拶申し上げます。

○向瀬地域生活支援担当部長 委員の皆様、お疲れさまでございます。

本日の分科会をもちまして、福祉除雪事業の見直しに係る検討は一区切りとさせていただきますので、一言、お礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

この福祉除雪事業につきましては、本格実施されました平成15年度以降、一度も見直しが行われておりませんで、その間の様々な社会情勢の変化による影響などからいろいろな問題を抱えていたということもございまして、ちょうど1年前に当たります令和6年3月26日に初回の分科会を開催させていただき、これまで計5回にわたり、皆様から多くのご意見をいただいたところでございます。

そして、先ほどご報告させていただいたとおり、今後の取組につきまして多くの観点に基づく見直し検討結果をまとめることができましたのは、ひとえに皆様方から貴重なご意見を伺えた成果であると大変感謝をしているところでございます。

今後につきましては、この成果を受け、福祉除雪事業を持続可能な制度としていけるよう、私どもと社会福祉協議会と力を合わせてしっかりと見直しを進めてまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、今後とも、札幌市の地域福祉の向上に対しましてご協力、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、以上、最後のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局(齋藤地域福祉・生活支援課長) それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会を閉会させていただきます。

お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

以 上